

別 紙

答申第126号

答 申

1 審査会の結論

島根県警察本部長（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった公文書を不存在として非公開とした決定は妥当である。

2 本件諮問に至る経緯

(1) 平成28年3月24日に本件審査請求人より島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づく公文書公開請求があった。

(2) 本件公文書公開請求の内容は、「平成27年12月31日時点における最新の交通規制基準（規制速度実施基準）に適合している一般道路・生活道路別の

①規制速度別（20 km/h、30 km/h、40 km/h、50 km/h）

②県内延べ規制距離

③内、点検済距離数

④内、変更距離数（○○km/h→△△km/h）

※平成27年4月1日以降の③④は、歩行者交通量とその調査方法を示す資料」である。

(3) この請求に対して実施機関は、平成28年4月6日付けで公開決定等の期間延長を行い、平成28年4月21日付けで、次のとおり決定を行った。

ア 「歩行者交通量の調査方法に関する公文書」について

公開請求に係る情報が記録された公文書を作成していないためとして、非公開決定を行った。

イ 上記ア以外の内容に係る公文書について

「交通規制等の年次報告について（報告）」、「最高速度規制の点検・見直し等の推進状況の報告について」、「最高速度規制の点検・見直しの更なる推進にかかる対象路線の決定及び点検等の実施について」を対象公文書として特定し、部分公開決定を行った。

(4) 審査請求人は、上記アの非公開決定（以下「本件決定」という。）を不服として平成28年5月11日付けで島根県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に審査請求を行った。

(5) 諮問実施機関は、条例第20条第1項の規定に従い、平成28年6月10日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

本件決定を取り消し、公開を求める。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書及び意見書による主張の要旨は次のとおりである。

ア 基準速度の設定に際し、歩行者交通量は道路交通センサデータ又は実測データを使用することとされている。基準速度から合理的補正要因があれば±10 km/hの裁量補正をして、規制速度を決定するため、まず歩行者交通量（人数）を把握し、基準速度設定なくして、規制速度の決定はできない。これ以

外の調査方法はない。

また、平成 26 年 5 月 29 日付け島交規甲第 882 号本部長通達においても、交通規制基準第 33（最高速度）で示された基準速度から規制速度の引上げを検討することの指示命令が出されているので、非公開決定処分には矛盾がある。

イ 交通規制、特に速度規制のようにある程度全国統一の斉一性が要請される交通規制においては、まるで異なる基準を用いることは許されない。現に、他の県警では、交通規制基準に準拠（つまり、基準速度を基礎とする規制速度の決定方法）していることを理由に、裁判において適法な速度規制であることを立証している。

島根県警においても、交通規制基準に準拠すべきであろうし、もし、交通規制基準以外の方法で規制速度を決定する方法（実勢速度と規制速度の乖離により決定）をするというのであれば、そのことを事前に根拠となる事実を証明の上、実勢速度の計測経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け又は検証できるよう文書を作成、保存し、最高速度規制の点検・見直し活動を現在及び将来において説明する責任を全うしなければならない。

ウ 県警察は、点検は、①第 1 次的には実勢速度と規制速度との乖離を基準に判断しているのであって、②基準速度を基礎に判断する方法は採用していないので、歩行者交通量を重視する必要はない。また、①の方法によることの指示も口頭で足りるとしている。

だが、どこに第 1 次的に①の方法であることを命じた根拠があるのか。敢えて挙げるとすれば、拘束力のない「事務連絡」（平成 26 年 4 月 22 日付け）で参考として示されているだけで、しかも拘束力のある「23 号通達」の方針の下にという前置きを付けたうえでの参考に過ぎない。

下級行政庁である県警察を拘束する警察庁通達を無視して、拘束力のない事務連絡の参考案をもって本部長通達（平成 26 年 5 月 29 日付け島交規甲第 882 号）を発出したことは通達違反であり、職務命令違反である。

4 実施機関の主張

諮問実施機関の非公開理由説明書及び実施機関の意見陳述による主張の要旨は次のとおりである。

(1) 本件決定の理由

県警察においては、請求にかかる公文書を管理していないため（作成していない）、公文書非公開決定を行ったものである。

(2) 「歩行者交通量」を実測していない理由

ア 当県警察では、現在、交通実態に適合しなくなった最高速度規制の点検、見直しを行うため、県内各一般道路の最高速度規制について点検を進め、必要な見直しに取り組んでいるところである。

イ 最高速度規制の見直しは、現行の規制速度が交通実態等と適合していないのではないかとの観点で検討し、その上で見直しの必要性を総合的に判断しているが、点検に当たっては、実勢速度と規制速度が乖離していないかを重点に行っているため、「歩行者交通量」についても、交通規制基準による「基準速度」を算出するための判断材料の一つではあるが、「歩行者交通量」については、平素の業務を通じて把握されている現状認識で十分であり、また指示も口頭によるもので足りることから、調査方法を示し

た公文書は作成していないものである。

ウ 交通規制基準はあくまでも一般的な基準として捉えており、交通規制基準の総則で交通規制を行う場合に必要な一般的な基準を定めると書いてあるように、全てにこのとおり必ず当てはめなければいけないというものではないと理解している。

5 審査会の判断

(1) 条例の基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

条例の基本理念は原則公開であり、非公開とする情報の範囲を定めるに当たっての基本的な考え方は、請求者の権利と請求された公文書に情報が記録されている個人・法人・その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、歩行者交通量の調査方法に関する公文書である。

(3) 本件対象公文書の不存在について

諮問実施機関は、非公開理由説明書において、点検に当たっては、実勢速度と規制速度が乖離していないかを重点に行っているため、「歩行者交通量」についても、交通規制基準による「基準速度」を算出するための判断材料の一つではあるが、「歩行者交通量」については、平素の業務を通じて把握されている現状認識で十分であり、また指示も口頭によるもので足りることから、調査方法を示した公文書は作成していないものであると説明している。

また、当審査会は、対象となる公文書が存在しないことについて、実施機関の意見陳述により、以下ア、イのとおり説明を受けた。

ア 速度乖離に重点を置いていたため、そもそも歩行者交通量の実測はそこまで重視していないのが当時の作業である。

センサデータがない道路の歩行者交通量の実測については、センサデータのある道路の状況と比較するという簡易な方法によることもある程度は許容されると解釈している。

イ 警察署によって環境や事情が異なるという中で、一律に文書で各警察署に示すことは困難であり、1件1件、それぞれ担当者からの電話に対応してやり方や具体的な細かい部分について口頭で指示をした。

(4) 本件決定の妥当性について

ア 実施機関の最高速度規制の点検・見直しに関する説明について、交通規制基準や各種通達の記載に照らせば、なお疑問は残るものの、当審査会は、公開決定等の妥当性について調査、審議する機関であり、実施機関が行った最高速度規制の点検・見直しにおける手続自体の適否を判断する立場にはない。

したがって、当審査会は実施機関が請求内容を満たす公文書を保有しているか否か等、実施機関の行った本件決定の妥当性について判断するものである。

イ ところで、島根県公文書等の管理に関する条例（平成 23 年 3 月 11 日島根県条例第 3 号。）第 1 条は「この条例は、公文書等の管理に関する基本的事項を定めることにより、公文書の適正な管理（中略）を図り、もって県政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県（中略）の有するその諸活動を現在及び将来において説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。」と規定しており、公文書の適正な管理は県における情報公開制度の前提となるものである。

また、同条例第 6 条では「実施機関の職員は、第 1 条の目的の達成に資するため、当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、条例の制定又は改廃及びその経緯、個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯その他の事項について、文書を作成しなければならない。」とされている。

これらの規定の趣旨に鑑みれば、実施機関は歩行者交通量の調査について、実測によらず、他の方法で行うとしても、その基本的なルールや考え方は各警察署に統一的に文書で示した上で、個別の事案の対応については口頭でやりとりをするといった方法をとるべきではなかったかと思料される。

ウ しかしながら、本件決定における実施機関の説明は、本件請求の対象となる公文書が存在しないこと自体の説明としては、不合理とまでは言えず、対象となる公文書の存在をうかがわせるような事情も認められない。

したがって、本件対象公文書を不存在として非公開とした実施機関の決定は妥当である。

(5) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(諮問第131号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成28年6月10日	諮問実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
平成28年7月5日	諮問実施機関から非公開理由説明書を受理
平成28年8月2日	審査請求人から意見書を受理
令和元年9月19日 (審査会第1回目)	審議(第1部会)
令和元年10月9日 (審査会第2回目)	審議(第1部会)
令和元年11月14日 (審査会第3回目)	実施機関の意見陳述、審議(第1部会)
令和元年12月12日 (審査会第4回目)	審議(第1部会)
令和2年1月17日 (審査会第5回目)	審議(第1部会)
令和2年2月20日 (審査会第6回目)	審議(第1部会)
令和2年3月12日 (審査会第7回目)	審議(第1部会)
令和2年5月21日 (審査会第8回目)	審議(第1部会)
令和2年5月28日 (審査会第9回目)	審議
令和2年6月24日	島根県情報公開審査会が諮問実施機関に対して答申

(参考)

島根県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
藤田 達朗	国立大学法人島根大学理事・副学長	会長、第1部会長
永松 正則	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長代理、第2部会長
木村 美斗	行政書士	第1部会
永野 茜	弁護士	第1部会
マユーあき	公立大学法人島根県立大学人間文化学部教授	第2部会
和久本 光	弁護士	第2部会